

重 要 事 項 説 明 書

有限会社 マツモトメディカル

福祉用具貸与 及び 介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書 個人情報使用同意書

1 運営方針

有限会社マツモトメディカルが行う指定福祉用具貸与の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与の提供をする事を目的とします。専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活向上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ります。

2 事業所の概要

事業所名	有限会社マツモトメディカル
所在地	〒710-0016 岡山県倉敷市中庄867-3
介護保険事業者番号	倉敷市 3370201836号
連絡先	TEL 086-461-2031 FAX 086-461-2032
(管理者) 氏名	松本 昌彦
通常の事業の実施地域	岡山県全域

3 事業所の体制

職員	管理者 兼 福祉用具専門相談員 常勤1名 福祉用具専門相談員 常勤1名 非常勤1名
営業時間	平日 月～金曜日 9:00～18:00 休日 (1) 土・日・祝日 (2) 年末年始 12月30日～1月3日 (3) お盆休日 8月13日～8月15日 上記1～3については休日とさせていただきます 但し、緊急の場合は限りにあらず。 緊急連絡先 090-4577-2501 担当 松本昌彦

4 サービスの提供方法

① 福祉用具の選定方法

福祉用具の選定にあたっては、利用者の心身の状況希望、及びその置かれている環境を踏まえ、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具に係る同意を得るものとします。

② 福祉用具の納品及び使用方法の指導の方法

福祉用具の納品にあたっては、事前に当該福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者との納品日時の確認、納品宅の廻りの道路状況、納品宅内での設置場所の把握をしておき、必要によって家具等の移動を行い、利用者宅の設置家具等を破損、傷つけないように配慮します。組立・設置を要する福祉用具については、その組立・設置を実施し、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。

③ 利用状況の確認、故障時等の対応等、アフターサービスの方法

指定福祉用具貸与の提供の実施後、専門相談員は、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。故障時等の対応については、利用者等から貸与した福祉用具の故障、不具合等の連絡があった場合は、ただちに修理、取り替え等を行うなど迅速に対応するものとします。

④ 複数の商品に関する情報の提供

同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を、利用者に提供するものとします。

5 取り扱う種目

1 車椅子 2 車椅子付属品 3 特殊寝台 4 特殊寝台付属品 5 床ずれ予防用具 6 体位変換器 7 手摺 8 スロープ 9 歩行器 10 歩行補助杖 11 認知症老人徘徊感知機器 12 移動用リフト(吊具を除く) 13 自動排泄処理装置(本体部分)

(福祉用具の消毒の方法)

福祉用具の貸与にあたっては、回収した福祉用具をその種類、材質に合わせて別添作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行います。な

お、福祉用具の保管については(株)日本ケアサプライ、東中国スズキ自動車(株)、(株)ニチケアネット、(株)ニシケン、パラマウントケアサービス(株)、(株)リョーキに委託して行います。

6 利用料

指定福祉用具貸与を提供した時の利用料の額は、カタログ及び別紙一覧表の価格とします。品名ごとの利用料は目録に記載し、事業所に備えるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。

(レンタル開始月のレンタル料)

レンタル開始月の 15 日以前の場合・・・月額レンタル料・全額

レンタル開始月の 16 日以後の場合・・・月額レンタル料・1/2 相当額

(レンタル終了月のレンタル料)

レンタル終了日が終了月の 15 日以前の場合・・・月額レンタル料の 1/2 相当額

レンタル終了日が終了月の 16 日以降の場合・・・月額レンタル料全額

(1 カ月以内のレンタル料)

レンタル期間が 1 カ月以内の場合のレンタル料・・・月額レンタル料全額

その他の費用について (通常価格は、レンタルカタログによる)

第 2 条に掲げている、通常の事業の実施地域以外の地域において、指定福祉用具貸与を行う場合の交通費は、有料道路通行料金・乗船料金等について、利用者から徴収できるものとします。

○ 公共交通機関利用の場合 実費

○ 自動車など利用の場合 片道 1 キロメートル当たり 50 円

また、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合 (例として、窓からクレーンにてつるし上げる等・・・) の当該措置に要する費用についても、利用者から徴収できるものとします。なお、当項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なくてはならないものとします。

あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料またはその一部の支払いがなく、その後の請求にも関わらず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該指定福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できることとします。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

その他、国保連合会および各市町村

倉敷市介護保険課

住所 倉敷市西中新田640
TEL 086-426-3343
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

岡山市介護保険課

住所 岡山市北区鹿田町1-1-1
TEL 086-803-1240
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

津山市 高齢介護課

住所 津山市山北520
TEL 068-32-2070
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

玉野市長寿介護課

住所 玉野市宇野1-27-1
TEL 0863-32-5534
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

笠岡市長寿支援課

住所 笠岡市中央町1-1
TEL 0865-69-2139
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

井原市介護保険課

住所 井原市井原町311-1
TEL 0866-62-9519
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

総社市長寿介護課

住所 総社市中央1-1-1
TEL 0866-92-8369
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

高梁市健幸長寿課

住所 高梁市松原通2043
TEL 0866-21-0299
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

新見市介護保険課

住所 新見市新見310-3
TEL 0867-72-3148
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

備前市介護福祉課

住所 備前市東片上126番地
TEL 0869-64-1828
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

瀬戸内市いきいき長寿課

住所 瀬戸内市長船町土師291番地
TEL 0869-24-8866
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

赤磐市介護保険課

住所 赤磐市下市344
TEL 086-955-1116
対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

真庭市高齢者支援課

住所 真庭市久世2927-2 久世本庁舎1階

TEL 0867-42-1074

対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

美作市健康政策課

住所 美作市北山390-2

TEL 0868-75-3912

対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

浅口市高齢者支援課

住所 浅口市鴨方町鴨方2244-26

TEL 0866-44-7113

対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

和気町介護保険課

住所 岡山県和気郡和気町尺所555

TEL 0869-93-1139

対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

早島町健康福祉課

住所 都窪郡早島町前瀬360-1

TEL 086-482-2483

対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

里庄町健康福祉課

住所 浅口郡里庄町大字里見1107番地2

TEL 0865-64-7232

対応時間 月～金曜日8:30から17:15

(祝日及び12月29日～1月3日除く)

矢掛町福祉介護課

住所 小田郡矢掛町矢掛 3018
TEL 0866-82-1026
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

新庄村住民福祉課

住所 真庭郡新庄村 2008-1
TEL 0867-56-2646
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

鏡野町総合福祉課

住所 苫田郡鏡野町竹田 660
TEL 0868-54-2986
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

勝央町健康福祉部

住所 勝田郡勝央町勝間田 201
TEL 0868-38-7102
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

奈義町 子ども・長寿課

住所 勝田郡奈義町豊沢 306-1
TEL 0868-36-6700
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

西粟倉村 保健福祉課

住所 岡山県英田郡西粟倉村影石 95-3
TEL 0868-79-2233
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

久米南町 健康福祉課

住所 久米郡久米南町下弓削 502-1
TEL 086-728-4411
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

美咲町 長寿しあわせ課

住所 久米郡三咲町原田 1735
TEL 0868-66-1115
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

吉備中央町福祉課

住所 吉備中央町豊野 1-2
TEL 0866-54-1317
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

岡山県国民健康保険団体連合会

住所 岡山市北区桑田町 17-5
TEL 086-223-8811
対応時間 月～金曜日 8:30から17:00
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

(手順)

- ① 苦情の受付
- ② 苦情内容の確認
- ③ 苦情解決責任者などへの報告
- ④ お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- ⑤ 苦情解決に向けた対応の実施
- ⑥ 再発防止、及び改善の実施
- ⑦ お客様への苦情解決結果の説明・同意
- ⑧ 記録の保存 (その完結の日から5年間の保存)

1 0 解約について

契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には速やかに回収するものとします。

1 1 個人情報の使用について

- ① マツモトメディカルおよびそのサービス従業者は業務上知りえたお客様及びそのご家族などの秘密及び個人情報などについて、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関などと連携を図るなど正当な理由がある場合以外には開示いたしません。
- ② マツモトメディカルはそのサービス提供上知りえたお客様及びそのご家族などの秘密及び個人情報などについてその守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。
- ③ マツモトメディカル及びそのサービス従業者は必要な範囲においてお客様及びそのご家族などの個人情報を取り扱いたします。尚、お客様及びそのご家族などから取得した個人情報を以下の目的のために使用いたします。
 - ・ 当社サービス提供のため
 - ・ 当社商品のレンタル・購入・販売時等における商品配送のため
 - ・ 当社サービスや商品のアフターフォローのため
 - ・ お客様へのサービス提供について他の事業所と連携するため サービス担当者会議等
 - ・ お客様及びそのご家族へのサービス料金のご請求、その他御連絡のため
 - ・ お客様及びそのご家族等に当社サービスや商品をご案内するため
 - ・ 商品配送、請求データ処理などに関する業務委託のため
 - ・ 統計データへの利用（ただし個人を特定できるような利用は致しません）
 - ・ 緊急時に医療機関等に連絡するため
- ④ 上記に定める守秘義務は契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
 - * 個人情報に関するお問い合わせに関しては 9 サービス相談窓口、苦情受付窓口までご連絡ください。

1 2 虐待防止に関する取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - ※虐待防止に関する責任者（代表取締役 松本 昌彦）
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会、研修を実施しています。